

(様式 6)

判断基準が法令の定めには言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

			資料番号	19	担当課	薬務衛生課
法令名	麻薬及び向精神薬取締法	根拠条項	51-3	不利益処分の種類	向精神薬試験研究施設設置者の登録の取消し	
<p>○麻薬及び向精神薬取締法</p> <p style="text-align: right;">(昭和二十八年三月十七日) (法律第十四号)</p> <p>(免許等の取消し等)</p> <p>第五十一条</p> <p>3 厚生労働大臣は、厚生労働大臣の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者について、都道府県知事は、都道府県知事の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者について、これらの者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく厚生労働大臣若しくは都道府県知事の処分に違反したときは、その登録を取り消すことができる。</p>						